

議案第11号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第2号）及び教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月22日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当について、職員の期末手当及び勤勉手当との均衡を図るため支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（市長及び副市長の期末手当の額の特例）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

（教育委員会教育長の期末手当の額の特例）

3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。